

令和9年度 放課後児童クラブ入所者募集

令和9年度放課後児童クラブに入所を希望される方（現在入所されている方も含む）は、下記とおり、申請書等をご提出ください。

入所者募集の案内は今回の1度のみとなります。幼稚園、小学校の長期休業日（夏、冬、春休み）や特定期間のみ希望される方も必ず申請書を提出してください。

1. 提出書類等

①申請書

②調査票・・・旧奥佐津・佐津・柴山・長井・余部小学校区にお住まいの方のみ。

2. 申請書類の配布施設及び提出先

①各放課後児童クラブ（令和8年度開設の放課後児童クラブ）

〔スマイルさづ、スマイルしばやま、スマイルかすみ、スマイルながい、ふれあいむらおか、
ふれあいうづか、ふれあいいそう、かがやきおじろ〕

②教育委員会こども教育課、香住区中央公民館、小代区地域連携センター

3. 提出期限

令和8年11月27日（金）

※期限を過ぎて提出された場合は、入所決定が遅れることがあります。

< 募 集 要 項 >

【入所対象園児、児童・生徒及び条件】

（1）保護者が、就労等により昼間家庭にいない、または、療養等のため児童の保育ができない家庭等で香美町内の幼稚園または小学校に在籍する園児・児童

（2）上記（1）を満たす香美町立の中学校に通う障害のある生徒で、教育委員会が認めた生徒

（3）利用料の未納がある方はお断りする場合があります。

なお、申込者が定員を超えた場合は、選考させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

※放課後児童クラブ「スマイルかすみ」は幼稚園児の受け入れはしておりませんので、別途ご案内する幼稚園預かり保育事業をご利用ください。

※村岡区及び小代区においては、5歳児まで認定こども園をご利用いただくことになります。

【開 設 時 間】

平日・・・幼稚園、学校終業時から18：00まで

（17時30分以降は児童の帰宅状況により閉所することがあります。）

土曜日、休業日・・・7：30から18：00まで

（日祝祭日、8月13日～15日、12月29日～1月3日は休み）

※香美町内に特別警報（大雨、暴風雨等）発令時は休所します。また、インフルエンザ等指定疾病による学年等閉鎖時は一時利用できません。詳しくは入所決定時送付の「入所のしおり」をご覧ください。

【開設（予定）場所等】

放課後児童クラブ名	住 所		募集数
スマイルおくさづ	香美町香住区下岡 507	奥佐津地区公民館内	10
スマイルさづ	香美町香住区訓谷 340	旧佐津幼稚園内	10
スマイルしばやま	香美町香住区上計 1157-3	柴山地区公民館内	10
スマイルかすみ	香美町香住区香住 1595-9	香住小学校前	50
スマイルながい	香美町香住区大野 87	長井地区公民館内	10
スマイルあまるべ	香美町香住区余部 1568-3	余部地区公民館内	10
ふれあいむらおか	香美町村岡区村岡 2937	村岡小学校内	30
ふれあいうづか	香美町村岡区福岡 324	兎塚小学校内	30
ふれあいいそう	香美町村岡区川会 38	射添小学校内	10
かがやきおじろ	香美町小代区実山 100	小代地区公民館内	10

【開設条件】

- ・スマイルかすみ、村岡区、小代区の放課後児童クラブについては、通年利用希望者が1人以上いないと開設は行いません。
- ・スマイルかすみ以外の香住区放課後児童クラブをご利用希望の方については、小学校等の統廃合に伴い、原則として通年利用希望者が5名以上いないと開設は行いません。また、希望する施設が開設されなかった場合は、再編先の小学校区又は住所地最寄りの放課後児童クラブを利用できます。
- ・年度当初に開設しなかった場合は、年度途中及び長期休業のみの開設もしません。

【利用料】

		月 額	夏休みのみ (各月)	冬休みのみ、 春休みのみ (各月)
負担金	小・中学生	7, 000円	7, 000円	3, 500円
	幼稚園児	上限7, 000円	上限7, 000円	上限3, 500円
		(幼稚園・預かり保育に準じます)		
お や つ 代		1, 200円	1, 200円	600円
保 険 料		135円	135円	135円

※幼稚園児負担金は幼稚園保育料の階層区分に基づき負担していただきます。

【利用料の納入】

負担金、おやつ代及び保険料は、合算して翌月20日（20日が休日の場合は翌営業日）に口座振替または納付書により納付してください。

※滞納が3か月間続いた場合は一旦退所をお願いすることがあります。

【利用料の減免等】

- (1) 小学生、中学生の生活保護世帯については、利用料を全額免除、準要保護世帯については半額免除します。
- (2) 第3子以降の小学生で所得制限額未満の場合に利用料を半額に軽減します。
- (3) 幼稚園児は「保育の必要性の認定」を受けると、利用日数に応じて利用料を無償化することができます。

※おやつ代、保険料は減免等の対象となりません。

※負担金の減免等を受ける場合は申請が必要です。上記に該当する方には、入所決定通知の際に案内いたします。

【問い合わせ先】 香美町教育委員会こども教育課 TEL0796-94-0101（代表）